

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した児童福祉法（以下「法」という。）33条の規定に基づく各一時保護決定処分に係る各審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件各審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件各審査請求の趣旨は、東京都児童相談センター所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、いずれも平成30年10月4日付けで行った、請求人の子である〇〇さん（以下「〇〇さん」という。）に係る法33条の規定に基づく一時保護決定処分及び同じく請求人の子である〇〇さん（以下「〇〇さん」といい、〇〇さんと併せて以下「本児ら」という。）に係る同条の規定に基づく一時保護決定処分（以下、〇〇さんに係る一時保護決定処分と併せて「本件各処分」という。）について、それぞれの取消しを求めるというものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人の主張は、おおむね以下の理由から、本件各処分の違法性又は不当性を主張しているものと解される。

請求人は、一時的に長女、次女に本児らの監護を頼んで短時間離れただけで、ネグレクトにはあたらない。

第4 審理員意見書の結論

本件各審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定

を適用し、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成30年12月18日	諮問
平成31年 2月15日	審議（第30回第2部会）
平成31年 3月15日	審議（第31回第2部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

- (1) 法25条1項は、要保護児童を発見した者は、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならないと規定している。

そして、法26条1項は、児童相談所長は、法25条1項の規定による通告を受けた児童及びその保護者等について、必要があると認めるときは、法26条1項各号の措置を採らなければならないものとし、同項1号として「次条の措置を要すると認める者は、これを都道府県知事に報告すること。」と規定している。

これを受けて、法27条1項は、都道府県は、法26条1項1号の規定による報告のあった児童について、法27条1項各号の措置を採らなければならないと規定している。

- (2) 法33条1項は、児童相談所長は、必要があると認めるときは、法26条1項の措置を採るに至るまで、児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は児童の心身の状況、その置かれている環境そ

の他の状況を把握するため、児童の一時保護を行い、又は適当な者に委託して、当該一時保護を行わせることができると規定し、法33条2項は、都道府県知事は、必要があると認めるときは、法27条1項又は2項の措置を採るに至るまで、児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するため、児童相談所長をして、児童の一時保護を行わせ、又は適当な者に当該一時保護を行うことを委託させることができると規定している。

この「必要がある」場合については、「一時保護ガイドライン」（平成30年7月6日付子発0706第4号厚生労働省子ども家庭局長通知）Ⅱ・2・(2)・アでは、「棄児、迷子、家出した子ども等現に適当な保護者又は宿所がないために緊急にその子どもを保護する必要がある場合」、「虐待等の理由によりその子どもを家庭から一時引き離す必要がある場合（以下略）」等としている。

- (3) 児童虐待の防止等に関する法律2条は、「児童虐待」とは、保護者がその監護する児童について行う次に掲げる行為をいう旨規定し、3号で「児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による前二号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。」を掲げている。
- (4) 「子ども虐待対応の手引き（平成25年8月改正版）」（平成25年8月23日雇児総発0823第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知の別紙。以下「手引き」という。）第5章・1によれば、「単に生命の危険にとどまらず、現在の環境におくことが子どもの安全な家庭生活を確保する上で明らかに問題があると判断されるときは、まず一時保護を行うべきである」とし、「必要とされる場合は、躊躇せず一時保護を行い、その上で虐待の事実等を調査するというこ

とが子どもの最善の利益にかなう」としている。そのため、一時保護は、虐待の存在が疑われる場合にも行いうると解される。

なお、一時保護ガイドライン及び手引きは、地方自治法245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であり、その内容も合理的で妥当なものとして解される。

- (5) そして、一時保護の要件が「必要があると認めるとき」との文言で規定されていること及び児童の福祉に関する判断には児童心理学等の専門的な知見が必要とされることからすれば、児童に一時保護を加えるか否かの判断は、都道府県知事ないしその権限の委任を受けた児童相談所長の合理的な裁量に委ねられていると解するのが相当であり、児童相談所長等が上記裁量を逸脱し又は濫用した場合に限り、一時保護処分を行ったことが違法となるというべきである（東京地方裁判所平成27年3月11日判決・判例時報2281号80頁参照）とされている。

なお、東京都知事は、法27条1項及び33条2項に係る権限を、法32条1項、地方自治法153条2項並びに法施行細則（昭和41年東京都規則第169号）1条1項1号及び5号の規定に基づき、児童相談所長に委任している。

2 本件各処分について

これを本件についてみると、平成30年3月2日、処分庁は、本児らに係る各一時保護決定処分を行った後、同年8月23日、いったん当該各処分を解除したところ、同月29日、請求人が本児らを残したまま夜間自宅を不在にすることが判明したため、養育放棄を主な理由として、本児ら及び請求人に対して児童福祉司による各指導措置を行っていることが認められる。

上記のような経緯があるなかで、処分庁は、〇〇警察署長から、請求人による本児らに対する養育放棄が認められるとの各通告を受けた後、本児らの置かれている状況を調査した結果、請求人が本児らを放置して

夜間を含めて長時間不在になることが頻繁にあることを確認した。そのため、平成30年10月4日、処分庁は、請求人による本児らに対する養育放棄を認めたため、本児らを緊急に保護する必要があると判断し、法33条に基づき本児らをそれぞれ一時保護した（本件各処分）ことが認められる。

したがって、本件各処分は、上記1の法令等の規定に基づくものであり、違法・不当な点があるとはいえない。

3 請求人の主張に対する検討

請求人は、一時的に長女、次女に本児らの監護を頼んで短時間離れただけで、ネグレクトにはあたらない旨主張する（上記第3）。

しかし、上記2のとおり、本件各処分は法令等の定めに則ってなされていることが認められることから、請求人の主張をもって、本件各処分の取消理由とすることはできないものである。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

本件各処分について、上記2及び3に述べた以外の点においても、違法又は不当があるとは認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

（答申を行った委員の氏名）

近藤ルミ子、山口卓男、山本未来